

「キャリアアップ助成金」が 利用しやすくなりました！

「キャリアアップ助成金」は非正規雇用の労働者のキャリアアップなどを促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などを実施した事業主に対して助成する制度です。

このキャリアアップ助成金のうち、正規雇用等転換コース・人材育成コースの活用促進を図るため、正規雇用等転換コースの対象者を拡大しました。

正規雇用等転換コース

平成25年10月22日以降に正規雇用等への転換を行った場合に適用されます。

※すでにキャリアアップ計画を提出している事業主の方が活用する場合は、事前にキャリアアップ計画の変更届の提出及び就業規則等の改正が必要になる場合があります。

従 来

有期契約労働者等としての
雇用期間が6か月以上

見直し後

人材育成コースの有期実習型
訓練の修了者については、
有期契約労働者等としての
雇用期間が3か月以上6か月
未滿も対象となります。

【活用事例】

人材育成コースの3か月の有期実習型訓練を修了後、正規雇用へに転換した場合、
**人材育成コース（訓練にかかった費用の一定額を助成）に加え、
正規雇用等転換コース【1人40万円（大企業は30万円）助成】**を受けることができます。

有期実習型訓練とは

Off-JTとOJTを組み合わせる職業訓練であって、正社員経験が少ない非正規雇用の労働者を対象に、正規雇用への転換を目指すものであり、管轄労働局長が訓練基準に適合する旨の確認を行った職業訓練であること。

【主な訓練基準】訓練基準に適合する訓練カリキュラムを作成する必要があります。

- 企業でのOJT※¹と教育訓練機関等で行われるOff-JT※²を効果的に組み合わせる訓練であること。
- 実施期間が3か月以上6か月以下であること。
- 総訓練時間が6か月当たりの時間数に換算して425時間以上であること。
- 総訓練時間に占めるOJTの割合が1割以上9割以下であること。
- 訓練修了後にジョブ・カード様式4（評価シート）により職業能力の評価を実施すること。

※1 OJTとは：適格な指導者の指導の下、事業主が行う業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能およびこれに関する知識の習得に係る職業訓練のことです。

※2 Off-JTとは：生産ラインまたは就労の場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる（事業内または事業外の）職業訓練のことです。

詳細は、最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク